［１～５　略］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　略］

(7)　ファンドの経理状況

中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

［(8)～(13)　略］

(14)　委託会社等の経理状況

ａ　［略］

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15)　貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16)　損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17)　［略］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日

至　年　月　日）

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［１～５　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　同左］

(7)　［同左］

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（(15)及び(16)において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、第四号様式の「記載上の注意」(44)に準じて記載すること。

［(8)～(13)　同左］

(14)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びａに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｂにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15)　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、１年を１事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して９月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16)　［同左］

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17)　［同左］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日

至　年　月　日）

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿